(i) 重 県 食の 安全・ 安 心 0) 確 保保に 関す ,る条例 0) 部 を改 正 する条例 案 新 旧 対 照

 \bigcirc 重 県食 0 安 全 安心 0) 確 保に 関 する 条 例 伞 成二十年三 重県条例第三十三号) 表

(※前

改

正

案

らない。 で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなけ 食は、 我々 が 日 Þ 0) 生活を送る上で基本となるものであり、 れば 健 な 康

活を取り巻く環境は大きく変化しており、 高 まっているところである 近年、 製造技術 術 0 高 度化や輸入食品の 増加等により、 食に対する県民の関 我 々 \mathcal{O} 食生 心 が

本県の たことから、 まってきてい 食の ほか、 安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが る。 食の安 各地において食に関する様々な問題が繰り返し発生し 全 安心の確保に対する県民 0) 要請は 段と強

食品 間 課題であるが、 食 0 \mathcal{O} 保護並びに地 実施の確保 の安全・安心を確保していくことは、 このような状況に 0 信 \mathcal{O} 供 頼 公給及び 候関係の 構 消費の拡大を図っていくことが重要である。 その 食品 産 築並 地 おい 消 関 取組に当たっては、 |びに安全でかつその安全性を信頼できる県産 等 連 て、 0 事業者への指導の強 推進を通じた食品関連 同 様の 問題が繰り 本県が 食品等の監視、 化等による県民の 取り 返されることなく、 事業者と県民との 組むべき喫緊の 適正な表示 健 康

※ 前 文

現

行

傍

線

 \mathcal{O}

部

分

は

改

正

部

分

豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければならな 食は、我々が日 々の生活を送る上で基本となるものであり、 健 康

\ \ \

を取り巻く環境は大きく変化しており、 ているところである。 近年、 製造技術の高度化や輸入食品 \mathcal{O} 食に対する県民の関心が 増 加等によ 9 我 Þ 0 食生活 高

5 いる。 本県のほか、 食の安全・安心を確保するために多くの法律が 食の安全・安心の確保に対する県民 各地において食に関する様々な問題が発生したことか の要請 は 制定されてい 段と強まってきて ・るが、

品等の監視、 0 信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼で 護 本県が取り組むべき喫緊の課 並び 供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。 このような状況において、 に地地 産地 食品関連事業者への指導の強化等による県民の 消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との 食の安全・安心を確保していくことは、 題であるが、 その取組に当たっては、 きる県 健康 産 間 の保 食 食 0

0 方向性を示し、 るため ここに、 食の安全・安心の この 条例 食の安全・安心の を制 定する 確保に関する基本理念を明らかにしてそ 確 保 関 す る施 策 を総合的 推

推

するため、

<u>ー</u>

条例

を制

定する

その方向性を示

Ļ

食

の安全・安心

0)

確保に関

する施策を総合的

ここに、

食の安全

・安心の確保に関する基本理念を明らかにして

的

第 لح 的 明 的 を \Diamond ることに \otimes L ることに 5 信 に 県 て 条 す 民 推 カュ 頼 並 1 びに <u>ک</u> に < この 進 で き 0) するととも 鑑 た L る ょ 県 4 \Diamond 条 間 り、 食 及 に 例 \mathcal{O} ŧ 信 び 食 品 0 は は て 頼 食 食 \mathcal{O} 食 \mathcal{O} 関 品 安 県 県 \mathcal{O} \mathcal{O} 供 に 民 係 安 関 全 給 安 民 及 0 \mathcal{O} 全 施 連 全 が 構 健 安 策 事 豊 び • 築並 安 業 \mathcal{O} 心 安 消 康 か 者 費 \mathcal{O} 心 策 \mathcal{O} 心 な 保 \mathcal{O} $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 確 食 を に 拡 護 確 に 責 生 保 確 大 安 並 保 係 務 に 保 活 に 全 関 び に る 並 す を ること 寄 関 基 で に び 通 L 与 か 食 す 本 に じ Ś す 品 県 7 的 基 0 るこ が そ 関 施 民 健 な 本 0) 連 策 方 \mathcal{O} 理 重 康 لح 安 事 を 針 役 念 要 に を 全 業 割 総 を を 暮 で 目 性 者 合 定 定 あ を 6

定

と

当 該 条 各号に定 この 条 めるところに 例 に お 11 て、 ょ 次 る。 \mathcal{O} 各 号 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は

略

う。 五. 食 号 全て 規 定 \mathcal{O} す 飲 る 食 医 物 薬 品 薬 事法 及 び 医 (昭 薬 和三十 部 外 品 五 を 除 年 法 律 第 を 百 1 兀

兀 お 加 そ は 食 販 n 品 売 が 動 関 そ あ 連 \mathcal{O} る 用 事 農 他 \mathcal{O} 業 林 医 \mathcal{O} 者 事 漁 薬 業 業 品 食 活 \mathcal{O} そ 品 動 生 \mathcal{O} 等 を 産 他 又 行 資 食 は う 材 品 肥 事 0) 料、 \mathcal{O} 業 生 安 者 産 全 農 を 性 薬、 輸 1 に う。 入、 影 餇 響 料、 加 を 及 餇 ぼ 料 す

Ŧī.

略

的

第

を定 を定 業 割 を 全 総 ることに L 者と県 合 を 目 性 7 条 を信 明ら 的 的 \Diamond め 11 < この とす ることに に 民 推 カュ 並 カュ た 頼 る。 。 لح できる 進 にするととも び λ \Diamond 条 Ĺ に 例 \mathcal{O} が に ょ 県 間 4 は は り、 食 \mathcal{O} 及 ŧ 食 品 信 0 び 食 県 \mathcal{O} て \mathcal{O} 安 民 0 頼 食 食 関 県 0 に 品 安 全 供 が 安 民 関 全 給 係 豊 及 \mathcal{O} \mathcal{O} 全 施 連 安 • カコ 安 構 健 事 び 策 心 な 築 康 安 \mathcal{O} 業 心 食 消 を 並 心 策 者 \mathcal{O} 生 費 \mathcal{O} 確 \mathcal{O} び 保 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 確 保 活 に 護 に 保 す 拡 確 責 を 安 ること 保 係 務 に 大 並 通 に 全 関 び に る 並 じ 基 て 寄 で に 関 び に が 与 カュ 食 す 本 健 Ś 品 県 基 す 0 的 重 康 る そ 関 施 な 民 本 要 に 0) 連 策 方 \mathcal{O} 理 で 幕 安 事 を 針 役 念 あ 6

定 義

第二 該 条 各号に定 この 条 めるところに 例 に お 11 て、 よる。 次 \mathcal{O} 各 号 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意

は

略

兀 う。 十 五 食品 뭉 に ベ て 規 定 \mathcal{O} す 飲 る 食 医 物 薬 品 薬 及 事 法 び 矢 薬 昭 部 和 外 三 品 $\overline{+}$ を 五. 年 除 法 律 第 を 百

略

兀 お 加 そ 他 物 食 れ 0 品 事 が 動 関 物 業 あ 連 活 る 用 事 農 動 \mathcal{O} 業 林 医 を 者 行 漁 薬 う 業 品 食 事 \mathcal{O} そ 品 業 生 \mathcal{O} 等 者 産 他 又 資 食 は 材 品 肥 う。 \mathcal{O} \mathcal{O} 料、 生 安 全 産 農 性 薬、 輸 に 影 入 餇 料、 又 響 を 販 及 餇 売 ぼ 料 す 添

略

五.

	0, E
	うさける。 ことによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすも
	に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うように努める
【新設】	第五条の二 食品関連事業者により構成される団体は、その構成員
	(事業者団体の役割)
3 • 4 (略)	4 • 5 (略)
	確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。
	の教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を
	並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するため
	行うに当たっては、関係法令を遵守する意識の向上を図り、
【新設】	3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を
2 (略)	2 (略)
第五条 (略)	第五条 (略)
(食品関連事業者の責務)	(食品関連事業者の責務)
3 · 4 (略)	3 • 4 (略)
民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県	- 県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならな- 関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する
2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての	V /
第三条 (略)	第三条 (略)
(基本理念)	(基本理念)
	_

(相互理解の増進等)

第 + ずるものとする。 意見交換又は相互交流 相 互 九 理 条 解 県は、 を増 進 県民、 信 0) 頼 食 機会の 品 関 係 関 連事業者、 を構築できるようにするため、 確保その 他の必要な措置を講 県等全ての関係 者 \mathcal{O}

(危害情報等の申出)

第二十二条 (略)

2 おそれ ŧ な 措置 のとする。 食品関連 が \mathcal{O} 講ぜら あ る食品 事業者 れるよう 等に は、 7 食 1 0) 県 7 安 に対して申出をするよう努め 全 • 0 情 報を入手し 安心を 損 な た場合 V 又 は は 損 なう 必 る 要

3 ず 認 るものとする。 めるときは、 県 は、 前二項に規定する申 速やかに、 関係法令に基づく必要な措置を講 出 の内 容 に 相当 な理 由 が あ ると

(相互理解の増進等)

第

+ 意見交換又は相 \mathcal{O} 相 九 条 互 理解 県 を増 は、 県 進 互交流 民、 し、 信 食品関連事業者、 \mathcal{O} 機会の 頼 関係 を 確保その 構築できるようにするため、 県等 他の必要な措置を講 すべての関係者

(危害情報等の申出)

ずるものとする。

第二十二条 (略)

【新設】

るものとする。 \emptyset るときは、 県 は、 前 項に 速や 規定する申 かに、 関係法令に基づく必要な措 出 0 内容に相 当な 理由 があると認 置を講ず

2